



近江八幡の水郷

近江八幡市協働政策部 地域文化課
専門員 奈良 俊哉

はじめに

近江八幡市は平成18年1月に市東北部にある西の湖を中心とした水郷地域一帯で、文部科学大臣により、我が国初の重要文化的景観の選定を受けました。その後、第2次・第3次の選定を申し出て、現在では複合景観として認められています。

近江八幡の水郷は、複雑な水路とヨシ地、水田、集落、里山からなる景観です。琵琶湖を中心とした内湖を持つ地域では、かつてこのような景観はどこでも見られました。しかし、戦後の食料増産体制による内湖の干拓や

湿田を干陸化するほ場整備事業等により、県内に40以上もあった内湖の多くが姿を消し、そのほとんどが水田に姿を変えました。近江八幡の水郷も内湖の多くが無くなり、複雑な水路も随分と姿を消しましたが、生業としてヨシ産業があった事により、ヨシ地そのものは残ることができました。また、大中の湖はその一部が西の湖として残されました。複雑な水路や湿田は姿を消しましたが、ヨシ地周辺の水田や水路は、今でも往時の姿をしのばせるものがあります。



写真1 権座からの収穫風景（撮影 川岸春喜）

重要文化的景観とは－景観法との関係－

今回選定された重要文化的景観とは、平成17年に文化財保護法の改正で新たな文化財保護の制度として制定されたものです。景観という大きな範囲を文化財として保護・活用しようとするのは、重要伝統的建造物群保存地区の制度によってその方向性が出されていたのですが、建物に重点がおかれていることから、景観そのものの評価という点にまでは言及されていませんでした。そこで、景観とは、そこで暮らす人々が自然に作用してつくってきたもので、また、人々の活動によって保全されているという考えに基づき、これを文化的景観として位置づけました。すなわち人々の手によって守られてきた、あるいはつくられてきた景観は、地域の人々の文化的な行動の所産であると考えることができます。そこでこのような景観を文化的景観と呼称するわけです。平成16年12月には景観法という市町村の景観行政を応援する法律が施行されま

した。市町村は景観行政団体となり、景観計画を作成し、景観地区や景観計画地区を決定し、景観改変の規制を設けるなど、秩序ある景観づくりができるようになりました。文化財保護法の文化的景観も、景観法の景観地区あるいは景観計画地区に指定されている地域の中で文化的景観として位置づけられたところから選定されます。ですから、まずは景観法によって文化的景観地区の規制を設けることが必要となります。近江八幡市では景観計画を全国に先駆けて決定し、重要文化的景観の選定も全国初でした。また、景観計画地区内には農地もたくさんありましたので、景観農業振興地域整備計画も全国で最初に決定しました。

土地利用の変遷

重要文化的景観となった「近江八幡の水郷」も土地利用の変遷をたどると、戦後の食料増産体制による内湖の干拓事業によって、その



図1 干拓前と干拓後の比較地図 左：大正9年 右：昭和62年

姿は著しく変化しました。図1は干拓以前と干拓終了後の地図を比較したものです。白王町は、干拓前までは魚場が目の前にある漁村に近い村でしたが、干拓後は農村へと変貌しました。しかし、かつて島状の水田であったところが干拓後の地形に残っていたり、湖岸であった頃の石垣や地割が残っていたりします。円山では、ヨシ地がほ場整備から除外されてそのまま残されたところがあります。

景観構成要素

白王町では、湖の中に島状の水田が営まれてきました。今でも「権座ごんざ」と呼ばれる島は残っており、水田として使われています。おそらく、橋もない島で耕運機を船に乗せて水田を耕しているのは日本でもここだけでないでしょうか。

このように「近江八幡の水郷」は水路・ヨシ地・水田・集落・里山の5つの景観構成要素が一体となってできあがっている風景です。ヨシは水質を浄化し、水路から採れる水草と泥は水田の肥料になります。水田の下にある粘土は瓦の原材料として利用され、八幡堀や湿地の水路を使って焼き上げられた瓦は運ばれました。つまり、この地域内だけで、ヨシ産業・農業・瓦工業が一体化した循環型の産業が展開していたのです。これも、水郷が守られてきた理由のひとつです。

景観上重要な構成要素

集落景観を構成する要素として重要な位置



写真2 景観上重要な建造物西願寺（登録文化財）

を占める建造物も文化財としての指定を受けて保護されます。近江八幡の水郷の場合は、ヨシ屋根を持つ3つの建物と景観計画の高さの規準となった建物等を指定しています。

文化的景観保存活用整備計画

文化的景観という概念は、生業や生活を行う上で形成された景観と定義されます。近江八幡の水郷の場合は、ヨシ産業や農業・漁業・瓦産業・水運業やこれを支えた集落と里山が重要な景観の構成要素ですが、文化的景観の定義からすればありとあらゆるところに文化的景観があると言えます。身近なところでは琵琶湖全体が文化的景観といえます。そのほかにも、棚田や段々畑などが文化的景観として認知されています。また、土地利用という面から計画的につくられた平城京の条坊景観や城下町、さらに、東京都田園調布の計画都市景観なども文化的景観の例として挙げられるように、私達が生活しているまさにその場所が文化的景観を構成しているといえるでしょう。ただし、文化的景観と位置づけるには、そこが文化的景観であることの証明をしなければなりません。景観というのは、そこに住んでいる人にとっては空気と同じで、何が良くて何が貴重なのかについては、ほとんどの方々が意識されていません。無くなってからでないと感じかない、というのが本音ですね。ですから、私達が今見ている風景がどのようにしてつくられてきたのか。これを



写真3 2月のヨシ刈りの風景

知ることがたいへん大事になってきます。そこに視点を持つことができれば、たとえば埋め立てられる前の湖の護岸の石垣が残っていることに気づいたり、昔ここには渡しの船が行き交い、川があってすごくきれいであった、などということが分かったりするでしょう。

文化的景観の保存は、昔の風景を取り戻すことが主な目的ではありません。景観を動態的に保存していくということが目的であって、景観を壊さないその地域にあった風景を創出していくことが求められています。そのためには、壊されて、痛めつけられてきた景観をどのように治していくのかを決める必要があります。これが保存計画です。とりあえずは保存計画の方向性を決めて、具体的な整備計画は後追いで策定しても良いということになっています。近江八幡市でも現況の集落と水路・護岸などの調査を再度行い、整備計画を練っている最中です。さらに、重要文化的景観地区の農地が景観農業振興地域整備計画にもなっているのです。農業政策部局や環境政策部局とも連携をとって、当該地域の整備

計画を立てることになっています。このように、広範囲が対象となる文化的景観の選定や整備は、文化財部局だけでできるものではなく、幅広い分野が協同してあたる必要があるのです。

景観づくりは、一朝一夕にできあがるものではありません。そこに住んでいる人々が景観を景観として見たり感じたりすることが大事で、そこからはじめて景観を守ろうという意識が芽生えてきます。重要文化的景観地区内にある「島小学校」の子供達に、どんな家に住みたいかを尋ねたことがあります。子供たちの8割以上が「昔ながらの家に住みたい」と答えてくれました。また、「私たちの遊び場を、もっときれいにして返して欲しい」とも言われました。この子供達が大人になる頃にも、素晴らしい景観であり続けるようにと願っています。

滋賀文化財教室シリーズ No.228号

発行年月日 2008年3月7日
 編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1732-2
 TEL(077)548-9780 FAX(077)543-1525



図2 重要文化的景観「近江八幡の水郷」選定範囲図